

速度取締り指針

令和6年1月
長門警察署

速度取締り重点路線

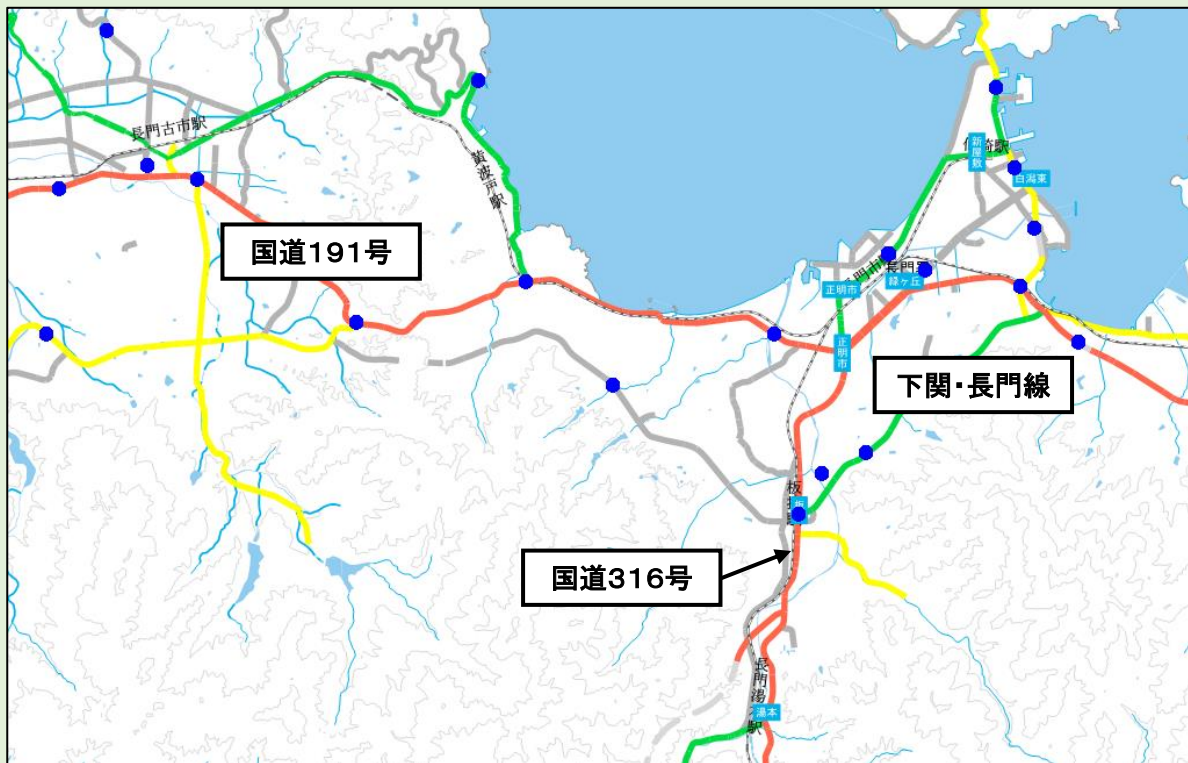
※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道191号	6:00 ~ 20:00	三隅・日置・油谷地区	50・60km/h
国道316号	6:00 ~ 20:00	洪水地区	60km/h
下関・長門線	8:00 ~ 17:00	俵山地区	50・60km/h

- 重点路線の国道191号をはじめ、県道で人身事故が多発しており、同路線でランダムな速度取締りを行います。
- 通学路、生活道路での取締り要望に迅速に対応するとともに、学童保護のため、通学路における可搬式オービスを主とした取締り活動を行います。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）

※●～人身事故発生場所



- 国道は勿論のこと、県道下関長門線、仙崎港線で人身事故が多発していることから、引き続き幹線道路での交通指導取締りを強化する必要があります。
- 国道191号上の人身事故は大幅に減少したものの、県道上での人身事故が急激に増加しているため、新たな取締り場所を選定・確保した上で、取締りを強化していきます。

その他の交通指導取締り

- 人身事故の発生の多い国道や県道を中心に交通指導取締りを行います。
- 交通事故に直結する可能性の高い、横断歩行者妨害、信号無視、携帯違反の取締りを強化します。
- 飲酒運転や無免許運転などの悪質交通違反の取締りを強化します。